

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨・目的

近年、世界的な食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、コロナ禍以降の食生活の多様化等、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、農村の振興等を図ることが求められています。

そのため国は、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」を施行、令和7年4月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。食料・農業・農村基本法の基本理念は次の通りです。

- ・食料安全保障の確保
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮
- ・農業の持続的な発展
- ・農村の振興

本市においても、平成25年9月に「小郡市食料・農業・農村基本条例」を施行、それに基づき、平成27年3月に「小郡市食料・農業・農村基本計画」を策定し、これまで施策に取り組んできました。近年、本市においても食料、農業及び農村を取り巻く環境は、農業者や農村人口の著しい高齢化や減少という事態に直面しており、今後、地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されます。さらに、世界的な食料需給の変動、異常気象による災害、新型コロナウイルス感染症拡大以降の生活様式の変化等の影響を大きく受け、これらへの対応が必要となっています。

今回、国の法改正とそれに基づく計画の策定を踏まえ、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、将来にわたり、食料安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興を総合的かつ計画的に推進するための基本方針や基本的施策を定めるために、「第2次小郡市食料・農業・農村基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、小郡市食料・農業・農村基本条例の目的・基本理念を達成するため、市、農業者・農業団体、市民、事業者の協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、ふるさとの魅力と活力のある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするものです。今後、本計画に基づき国・県の制度や事業等を踏まえ、市民や事業者等とともに、本市農業の持続的な発展に努めていきます。

なお、本計画の策定にあたっては、地域の農業の担い手や消費者の代表による自由な意

見交換の場として「明日の小郡の農業を考える会Ⅱ」を開催し、本市の食料・農業及び農村における現状や将来のあるべき姿、実効性のあるアイデアについて提言を頂きました。また、「小郡市食料・農業・農村政策審議会」においては、この提言を踏まえた上で施策等について議論・検討を行い、本計画の策定に至りました。

以下に、「小郡市食料・農業・農村基本条例」の前文を示します。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」前文より

小郡市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、中央部の平坦地と、北東部の花立山から連なる台地及び北西部のなだらかな丘陵地からなっている。そのため営農条件に恵まれ、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、豊かな農地をまもりながら、多種多様な農産物を生産してきた。

農業及び農村は、農産物を生産し、私たちの生命の源である食料を供給するばかりではなく、良好な景観の形成、水源のかん養、生態系の保全、洪水の防止等の多面的機能を有し、市民に健康で安全な生活環境を提供してきた。

しかしながら、近年の国際化や農産物の輸入自由化などの経済情勢、食の多様化や都市への一極集中などを背景として、農業従事者の減少や高齢化、食料の安全性への懸念など、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後の本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の域内での消費を促進することが必要である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

小郡市食料・農業・農村基本条例では、本市の食料・農業・農村のあるべき姿を基本理念として示すとともに、市、農業者・農業団体、市民、事業者の責務や役割及び市が実施する基本的施策などを定めています。

条例を基にした体系を以下に示します。

小郡市食料・農業・農村基本条例の体系

目的

- 農業者の意欲の向上
- 食料、農業及び農村に対する市民の理解
- 農業及び農村の持続的発展並びに市民の健康で豊かな生活の向上

基本理念

【食料】

- 安全で安心な農産物の安定的生産と供給
- 地域で生産される農産物の地域内での流通と消費の促進
- 食料に対する市民の信頼確保
- 食の重要性に対する理解の促進
- 地域特有の食文化の継承

【農業】

- 農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手の確保
- 地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業
- 良好な自然環境と調和した持続的な発展

【農村】

- 良好な景観の形成や洪水の防止、文化の継承等の多面的機能の発揮
- 自然と人間との共生ができる調和のとれた空間の整備と保全

それぞれの役割と責務

●事業者の役割

- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める
- 地域で生産される農産物の積極的な利用
- 消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給

●市民の役割

- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める
- 地域で生産される農産物の積極的な消費
- 健康で豊かな食生活の実践

●農業者・農業団体の責務

- 安全な食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることの認識
- 安全・安心な農産物の安定的生産
- 収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立
- 魅力ある農村づくりに主体的な取組

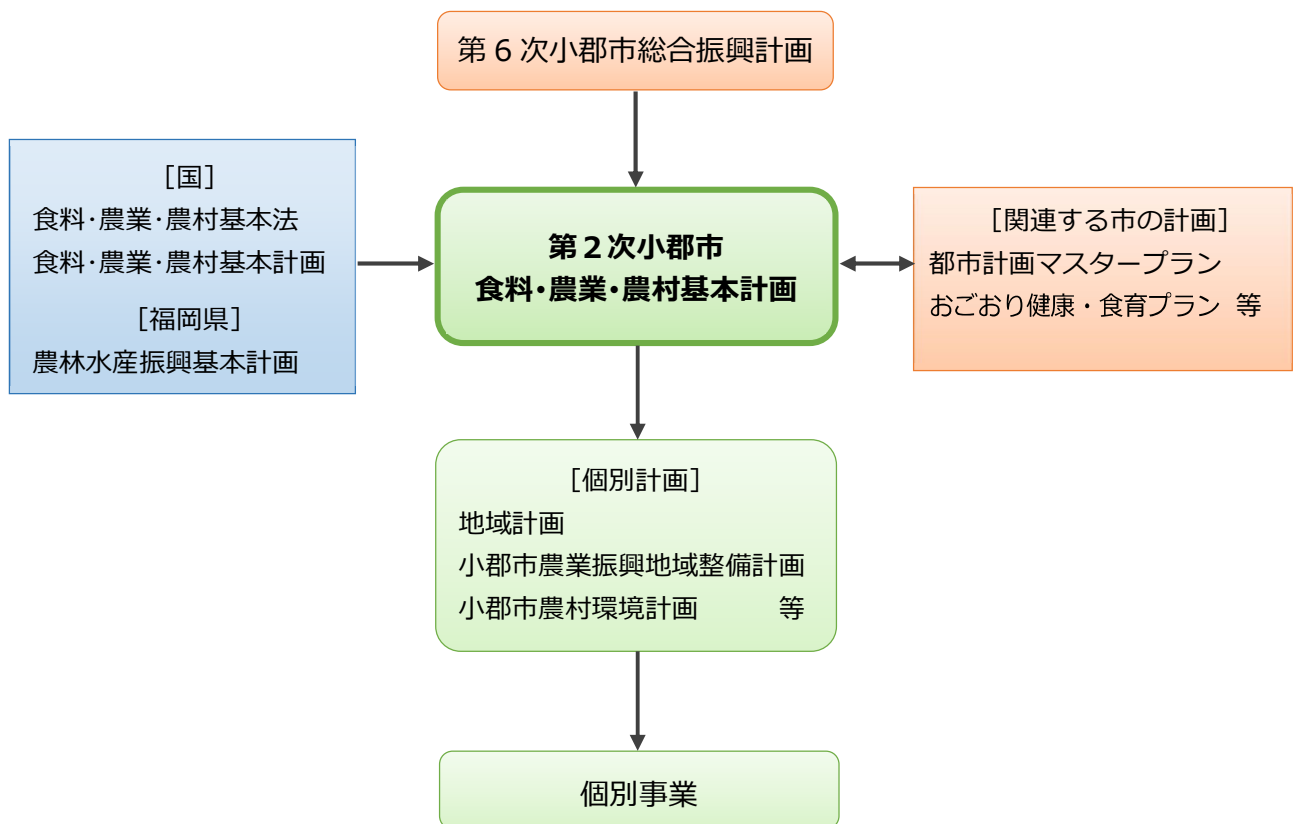
●市の責務

- 食料・農業・農村に関する総合的な施策の推進
- 食料・農業・農村基本計画の策定
- 食料・農業・農村政策審議会の設置・開催

2.計画の位置付け

本計画は、小郡市食料・農業・農村基本条例に規定された基本的施策の推進を目的とし、市の最上位計画に位置する「第6次小郡市総合振興計画」の将来像である「人がつながり市民が躍動する温かみのある都市(まち) おごおり」を実現するため、農業関係の各種施策や他の分野の計画等と連携し、食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進するため、最も基本となる計画です。

■計画の位置付け



3.計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を目標年次とする10年間とします。

5年後の令和12年度に中間見直しを行い、施策指標の達成状況などを基に施策指標の調整等を行います。

なお、上位計画の改定や重要なデータの新たな公表等があった場合は、計画期間に限らず必要に応じて見直しを行うものとします。

